

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	休日診療対策費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	422	
		担当者名	北川	内線			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	休日診療対策費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	48年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、荒川区医師会館内（荒川区医師会こどもクリニック）及び輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者						
内容	<p>1 休日診療及び準夜間診療の初療施設</p> <p>休日診療 1日あたり5か所(4か所輪番、1か所固定) 午前10時～午後5時（日、祝日、年末年始）</p> <p>準夜間診療 1日あたり3か所（2か所輪番、1か所固定） 午後5時～午後9時（土、日、祝日、年末年始） 年末年始（12月29日～1月3日）</p> <p>2 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。</p> <p>3 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。</p>						
経過	<p>昭和48年7月 ・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始</p> <p>昭和54年4月 ・準夜間診療開始</p> <p>平成 4年4月 ・土曜日準夜間診療の開始</p> <p>平成12年4月 ・二次救急の充実により入院施設確保の廃止</p> <p>平成29年4月 ・荒川区医師会館内で固定診療開始（荒川区医師会こどもクリニック）</p>						
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。						
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員 ）</p> <p>1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事</p> <p>2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	休日診療平均受診者数 (人)	11.5	12.3	27.6	27.7		1診療日1医療機関あたり
	準夜間診療平均受診者数 (人)	5.9	6.1	9.5	9.7		1診療日1医療機関あたり
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		66,057	65,882	68,176	68,640	68,408	90,134	90,747
決算額(30年度は見込み)		66,056	65,822	68,175	68,640	68,407	90,134	90,747
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
休日診療受診者数		4,873	4,367	4,083	4,140	4,414	9,940	10,000
休日診療受診者数(うち固定施設)							2,673	2,700
準夜間診療受診者数		2,365	2,106	2,087	2,194	2,236	3,420	3,500
準夜間診療受診者数(うち固定施設)							1,412	1,500
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料		68,407	委託料	休日診療委託	90,134	委託料	休日診療委託	90,747

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,080	2,140	60		地方税	0	0	0	0
	物件費	68,407	90,134	21,727	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	596	712	116	行政収支差額(a)-(b)=(c)	71,083	92,986	21,903	71,083	92,986	21,903
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0	0
	行政費用合計(b)	71,083	92,986	21,903	通常収支差額(c)+(d)=(e)	71,083	92,986	21,903	71,083	92,986	21,903
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	71,083	92,986	21,903	71,083	92,986	21,903

備考 行政費用の96.9%を物件費が占め、その内容は医師会への委託となっている。29年度は固定診療施設の開設により物件費が24.1%の増となっている。

問題点・課題 関係機関と連携し、子育て世帯の医療ニーズに対応するための環境整備を推進する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法についてさらに検討し、協議を続けていく。	荒川区医師会こどもクリニックによる小児科の固定診療が開始し、利用しやすい環境整備を推進できた。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について、さらに検討し、協議を続けていく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
固定施設19区(千代田区、品川区、北区、中央区、目黒区、大田区、練馬区、新宿区、世田谷区、足立区、文京区、渋谷区、葛飾区、台東区、江戸川区、墨田区、杉並区、江東区、豊島区)	

況議(要質問状)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-02		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	休日歯科診療費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	北川	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-02	休日歯科診療対策費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	休日歯科診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	歯科の救急患者						
内容	1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 2 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 3 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。						
経過	昭和56年10月 ・1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始						
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	休日診療平均受診者数（人）	4.0	3.6	3.2	3.2		1診療日あたり
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	区民が急病の際の対応として必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		8,028	7,926	8,257	8,257	8,257	8,257	8,361
決算額(30年度は見込み)		8,027	7,926	8,257	8,257	8,257	8,257	8,361
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
受診者数		330	324	342	289	250	230	230
電話照会件数		498	503	513	459	394	282	280

(単位：千円)

予算・決算の内訳		平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)		
委託料		8,257	委託料	休日歯科診療委託	8,257	委託料	休日歯科診療委託	8,361		

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,040	1,070	30	地方税	0	0
	物件費	8,257	8,257	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	298	356	58	行政収支差額(a)-(b)=(c)	9,595	9,683	88
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,595	9,683	88	通常収支差額(c)+(d)=(e)	9,595	9,683	88
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	9,595	9,683	88
備考	行政費用の85.3%を物件費が占めており、内容は歯科医師会への委託料となっている。							
問題点・課題	受診者数が伸びておらず、より効果的な区民への周知方法を検討する必要がある。							
問題点・課題の改善策								
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価			平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容			
	区民の利便性向上のために、周知方法等検討を継続する。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討した。			区民の利便性向上のために、周知方法等検討を継続する。			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
議(要旨)問状	固定施設14区(千代田区、北区、中央区、板橋区、港区、大田区、練馬区、世田谷区、足立区、渋谷区、台東区、江戸川区、杉並区、豊島区)							

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-03		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	日曜日柔道整復施術事業費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	北川	内線	492	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-03	日曜日柔道整復施術事業費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	28年度	根拠	荒川区日曜日施術事業実施要綱		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	施術所が休診となる日曜日において、輪番制により傷病者に対する柔道整復の業務を実施することで、区民の健康の保持及び増進を図るとともに不安を緩和する。						
対象者等	打撲・捻挫・脱臼・つき指・骨折などの軽度の救急患者						
内容	1 診療時間等 日曜日の午前9時～午後1時、午後3時～午後7時まで（1日あたり1か所） 2 診療体制 原則として柔道整復師1名を含む2名を配置している。 3 広報 あらかわ区報及びHPにて当番の施術所を掲載している。						
経過	平成19年度 自主的に日曜施術を実施（午後9時～午後5時まで） 平成23年度 区の後援事業と位置付け、平成23年7月1日号の区報から月1回休日当番施術所を掲載。 平成28年度 10月より時間を延長し区の委託事業として、開始した。						
必要性	施術所が休診となる日曜日において、輪番制により施術所を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 東京都柔道整復師会荒川支部に委託し実施する。柔道整復師会加入の施術所が輪番制で従事する。 2 当番の施術所については、日曜施術を行う旨の表示を看板等に掲示する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	日曜日柔道整復施術受診者数(人)			49	93	100	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額					0	502	1,022	1,042
決算額(30年度は見込み)					0	501	1,022	1,042
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	受診者数					49	93	100
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	日曜日柔道整復施術業務委託	502	委託料	日曜日柔道整復施術業務委託	1,022	委託料	日曜日柔道整復施術業務委託	1,042

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		416	315	101	地方税		0	0
物件費			501	1,022	521	国庫支出金		0	0	0
維持補修費			0	0	0	都支出金		0	0	0
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			119	105	14	行政収支差額(a)-(b)=(c)		1,036	1,442	406
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			1,036	1,442	406	通常収支差額(c)+(d)=(e)		1,036	1,442	406
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		1,036	1,442	406	

備考 行政費用の70.9%を物件費が占めており、その内容は東京都柔道整復師会荒川支部への委託となっている。28年度の10月から開始したため、年度当初から開始した29年度の方が物件費が高くなっている。

問題点・課題 本事業の周知を強化し、利用者の拡大を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。	区の広報媒体を目に留まりやすいレイアウトに変更し、周知方法の改善を図った。	引き続き、区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。

他(実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区)

状況の実 台東区、足立区、江東区、大田区、葛飾区、練馬区、品川区

況(要質問状)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	服薬管理支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	北川	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-04	服薬管理支援事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	30年度	根拠	今後、医師会等関係機関、関係各課と協議し実施要綱を作成予定			
終期設定	有 無	32年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	区内の薬局が関係機関と連携し専門的な薬学知識を活かして在宅患者の服薬状況を改善することで、良好な在宅療養の環境を整備することを目的とする。						
対象者等	服薬管理が困難な状況になる在宅の区民						
内容	<p>1 ブラウンバック運動（薬局に残薬を持参し服薬の支援をする運動）の推進 荒川区薬剤師会を通じ区内薬局（会員以外の薬局含む）に対し、ブラウンバックの配布と研修を行い、区内薬局がブラウンバック運動に取り組みやすい環境を整備する。 （研修実施に見込み 2018年度40か所 2019年度40か所 2020年度40か所 *2017年3月末現在区内薬局数111か所）</p> <p>2 薬剤師の訪問指導 医療介護関係機関のケアプラン検討会議等で服薬管理が困難な者を把握、薬剤師が訪問し、かかりつけ医、ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携しながら服薬支援を行う。 （訪問指導実施見込み 8圏域×5件×3か年）</p>						
経過	<p>平成26年度： 東京都が東京都薬剤師会への委託事業として、薬剤師が患者宅に訪問し服薬指導を行うモデル事業を開始された。</p> <p>平成28年度： 診療報酬改定により、患者が薬局に残薬を持参し薬剤師が服薬管理を行った場合、外来服薬支援料として加算できることとなり、ブラウンバック運動が推進される環境整備が行われた。</p> <p>平成29年度： 東京都が区市町村に対し、包括補助事業として、薬局を活用し、服薬管理の難しい在宅患者を支援する仕組みを構築した場合の財政的支援を開始した。</p>						
必要性	様々な医療ニーズを抱える患者を在宅で受け入れる環境整備を推進する事業として不可欠である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区薬剤師会に委託して行う。 ブラウンバックは区が作成する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	ブラウンバック研修会参加薬局数(店舗数)				40		3か年のサンセット事業
訪問指導人数(人数)				40		3か年のサンセット事業	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	在宅療養環境の充実に向け、服薬管理支援をモデル事業として実施し、確実な事業実施方法等を検証していく。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額							-	2,614
決算額(30年度は見込み)							-	2,614
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	ブラウンバック研修会参加薬局数(店舗数)							40
	訪問指導人数(人数)							40
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
						一般需用費	ブラウンバック作成費	648
						一般需用費	薬局掲示周知のぼり	238
						委託料	訪問指導人件費	1,728

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費			0	地方税				
	物件費				国庫支出金					
	維持補修費				都支出金					
	扶助費				分担金及び負担金					
	補助費等				使用料及び手数料					
	減価償却費				その他					
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)		0	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額		0		行政収支差額(a)-(b)=(c)		0	0	0	0
	その他行政費用				金融収支差額(d)					
	行政費用合計(b)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)		0	0	0	0
	特別費用(g)				特別収入(f)					
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		0	0	0	0

備考

問題点・課題

より多くの区内薬局がブラウンバック運動に参画するよる啓発推進を図る必要がある。
区内薬局が医療・介護関係機関と連携しやすい環境整備を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	事業未実施	事業未実施	ブラウンバックに関する研修について、会場確保や講師派遣等の側面支援を行う。
			訪問指導を医療・介護関係機関、庁内関係課と円滑な連携のもと、実施できるよう仕組みづくりの検討を行う。

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	墨田区が薬剤師会への団体補助金として、ブラウンバック経費を支出

況議(要質問状)	平成28年度9月会議 ブラウンバックの推進について
----------	---------------------------

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-05	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	北川	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	06	小児医療の充実				
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。						
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者						
内容	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時まで（準夜間の3時間） 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里六丁目5番3号）						
経過	平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 東京都から小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。 対象者24,713人（人口一覧表平成30年1月1日現在による）						
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえでも、事業の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業務委託件名：平日準夜間小児初期救急診療事業運営業務委託契約 委託先：一般社団法人荒川区医師会 委託料：24,525,504円（30年度契約予定額）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	
	一日あたりの平均受診者数（人）	3.4	3.7	3.5	3.6		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。					

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	衛生統計調査	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	佐瀬・岡田・藤田	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-01	衛生統計調査費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	22年度	根拠	統計法、人口動態調査令、医師法等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
	施策	04	統計・調査の推進				
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。						
対象者等	人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者、医療従事者等						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 人口動態調査・・・出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。他調査 医療施設調査等(10調査) 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。 医師・薬剤師・看護師及び調理師等免許の経由事務・・・医療従事者及び調理師・製菓衛生師免許の新規登録並びに籍訂正、再交付、籍のまつ消、免許証返納の申請を受理する。都庁を経由し、厚生労働大臣又は都知事が発行した免許証を申請者に交付する。 医療監視事務・・・医療法等に基づく届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、監視指導を行う。 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 人口動態調査・・・明治5年開始、医療施設動態調査・・・昭和48年開始 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・昭和23年開始。 医師等免許経由事務・・・昭和50年より都知事から区長への委任事務、平成12年改正され区の事務となる。 医療監視事務・・・平成12年度、地域分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。 平成23年衛生統計調査費他3事業統合 17～22年度決算額 = 衛生統計調査事業のみ 						
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。						
実施方法	（直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年者縦断調査及び社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施、人口動態調査等については常勤職員で実施						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	人口動態調査(衛生統計調査)(件)	5,786	5,645	5,669	6000	6,000	死亡者数の増減により変動する
	国民生活基礎調査等各種調査(世帯)	142	210	150	150	150	28年度は大模調査(3地区) 29年度は小規模調査(2地区)
医療安全体制整備の状況確認・指導(件)	20	10	20	16	20	医療安全整備体制の自主管理推進 チェックリストの送付・立入検査	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		567	412	856	557	874	1,057	847
決算額(30年度は見込み)		442	242	511	485	513	561	847
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	人口動態調査(件)	5,666	5,854	5,834	5,786	5,645	5669	6,000
	医師等の調査(隔年)	3051		3,151	-	3,207	-	3,207
	医師等免許経由事務	380	440	477	412	445	403	445
	医療関係施設監視件数	71	70	92	67	61	350	74
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	調査員手当	198	報酬	調査員手当	157	報酬	調査員手当	418
需用費	調査用品等消耗品	189	需用費	調査用品等消耗品	263	需用費	調査用品等消耗品	223
役務費	郵送料	126	役務費	郵送料	141	役務費	郵送料	206

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	20,445	23,446	3,001		地方税	0	0	0	0
	物件費	315	404	89	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	407	489	82			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	407	489	82			
	賞与・退職給与引当金繰入額	5,800	7,743	1,943	行政収支差額(a)-(b)=(c)	26,153	31,104	4,951			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	26,560	31,593	5,033	通常収支差額(c)+(d)=(e)	26,153	31,104	4,951			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	26,153	31,104	4,951			

備考 29年度の行政費用では給与関係費が74.2%、物件費が1.3%を占めている。物件費の内容は調査用品等消耗品及び郵送料となっている。行政収入は都支出金の衛生統計調査委託金が100%を占めている。

問題点・課題 国民生活基礎調査など調査員による各種調査については、調査拒否やオートロック式マンションの増加等により、調査票の回収が年々減少し、それが調査員の負担増にもつながっており、効果的な調査活動が困難となっている。
平成18年の改正医療法で規定されている管理者の責務(医療安全管理の体制整備(法第6条の12))について理解できていない施設(新規施設含む)が存在する。また、体制の整備についての形骸化が心配される。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	直接本人に面接できるよう、マンションの管理会社や管理組合を通じて引き続き協力を求めていく。	事前に調査区域を確認して、マンション等の集合住宅については、管理者を通じて、調査への協力を要請し、協力を得た。	調査員が円滑に調査を実施できるように、集合住宅については、管理者を通じて、調査への協力を求めていく。
	新規及び変更時に医療安全の体制整備について説明し、整備状況の確認を行う。有床・透析診療所については3年毎に確認する。	平成28年に新規開設の医療施設及び有床診療所について医療安全体制の整備状況の確認をし、整備不十分な施設について立入指導した。	新規及び変更時に医療安全の体制整備について説明し整備状況の確認を行う。有床・透析診療所については3年毎に確認する。
他区の実況(要旨)	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	北川	内線	492		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-06	医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	38年度	根拠	荒川区補助金等交付規則及び			
終期設定	有 無	年度	法令等	各団体への交付要綱			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する事業や活動の公益性を認め、これらの活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。						
対象者等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会						
内容	（各会の主な活動） 医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定・がん相談、校医等の地域保健活動など 歯科医師会 歯科衛生相談、母親学級・歯科衛生教室の開設、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動 薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生・環境衛生などの講演会等医薬品の災害備蓄 歯科技工士会 各種研修会開催、歯の衛生週間・荒川区健康週間参加など区民の歯科衛生に対する協力 食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設をすることで、食中毒その他危害の発生防止に努める 環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い公衆衛生思想の振興を図る						
経過	昭和38年度 三師会に対する補助開始 昭和54年度 食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始 平成9年度 歯科技工士会に対する補助開始 平成18年度 補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管 平成19年度 歯科技工士会に対する増額補助 平成21年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万円分） 平成25年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万8千円分に変更） 平成26年度 使用済み注射針回収容器の支給を清掃事務所へ移管（20万円に増額） 平成27年度 使用済み注射針回収容器の支給を清掃事務所へ移管（30万円に増額）						
必要性	区民の健康を守る組織である医師会等に本事業を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	医師会会員数	241	242	234	234	会員施設数146/全施設数172（加入率84.8%）	
	歯科医師会会員数	108	109	109	109	会員施設数80/全施設数135（加入率59.2%）	
	薬剤師会会員数	140	132	127	127	会員施設数81/全施設数104（加入率77.8%）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度 31年度							
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、区民の命を守る重要な役割を担っているため、区として積極的な支援が必要である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	6,625	3,025
決算額(30年度は見込み)		3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	医師会補助(千円)	974	974	974	974	974	974	974
	歯医師会補助(千円)	812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助(千円)	649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助(千円)	125	125	125	125	125	125	125
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等補助	医師会補助	974	負担金補助等補助	医師会補助	974	負担金補助等補助	医師会補助	974
	歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	給与関係費	901	927	26	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,025	3,025	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	258	308	50	行政収支差額(a)-(b)=(c)	4,184	4,260	76
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	4,184	4,260	76	通常収支差額(c)+(d)=(e)	4,184	4,260	76	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	4,184	4,260	76	

備考 行政費用における物件費はすべて各団体への補助である。

問題点・課題 関係団体と協議し、より活動しやすい実施方法について検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	関係団体と協議し、より活動しやすい実施方法について検討し、協議を続けていく。	関係団体と協議し、活動しやすい実施方法について検討し、協議を続けてきた。	関係団体と協議し、より活動しやすい実施方法について検討し、協議を続けていく。
他区の実況(要旨)	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-08		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	動物愛護管理推進事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	松井	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-01-01	動物愛護管理推進事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例他		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。						
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 犬・猫等に関する相談受付 <ul style="list-style-type: none"> 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施 						
経過	平成4年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため）					
	平成20年度	飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始					
	平成21年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了）					
	平成24年度	多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始					
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域と協力して取り組む対策を促すための支援事業を実施する必要がある。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	啓発事業(相談件数)		286	283	255	290	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	不妊去勢手術(助成件数)		261	223	250	355	飼い主のいない猫の繁殖抑制、屋外猫の被害緩和を図る。
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	ペットの適正飼育には飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。飼い主のいない猫問題についても引き続き地域における理解を高めていく必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6,990	6,849	7,293	7,067	7,171	7,113	8,052
決算額(30年度は見込み)		6,726	5,848	5,410	5,505	4,642	6,003	8,052
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	プレート配布	583	504	456	564	680	493	800
	忌避剤配布	264	260	205	262	342	291	320
	犬のこう傷事故	11	11	4	7	7	9	7
	相談・苦情件数	296	288	228	286	283	255	284
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	動物関連講演会講師謝礼	75	報償費	動物関連講演会講師謝礼	75	報酬	動物愛護情報連絡会委員報酬	190
需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,385	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,358	報償費	動物関連講演会講師謝礼	130
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	19	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	41	需用費	災害時用ペットゲージ・マナープレート外	1,941
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,162	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	3,740	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	60
						委託料	保管庫移設委託・建築確認申請委託	320
						備品購入費	災害時動物保護用備蓄保管庫	411
						負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,000

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
		給与関係費	15,191	15,819		628	地方税	0
物件費	1,405	1,399	6	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費	0	0	0	都支出金	3,036	2,901	135	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	3,237	4,604	1,367	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,036	2,901	135	
賞与・退職給与引当金繰入額	4,352	5,260	908	行政収支差額(a)-(b)=(c)	21,149	24,181	3,032	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	24,185	27,082	2,897	通常収支差額(c)+(d)=(e)	21,149	24,181	3,032	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	21,149	24,181	3,032	

備考 行政費用は給与関係費が58.4%、物件費が5.2%、補助費等が17.0%となっている。補助費等のうち3,740千円は猫不妊・去勢手術助成金である。行政収入では都の補助金として2,901千円の収入があった。

問題点・課題 公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため引き続きPRしていく必要がある。登録活動団体数が減少しているため活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高め団体数増加を図る。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	避難所37か所全てでペットの同行避難の可能性を検討し可能な避難所を広報する。避難所の開設訓練を通じ、さらに啓発していく。	町会の避難所開設訓練に参加し、ペットの同行避難について説明をおこなった。	新たな同行避難方法や避難場所、受け入れ場所等を検討していく。

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

犬のしつけ方教室 15区で実施
猫の不妊去勢手術費助成 22区で実施
○猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定(千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田)

況議(要質問状) 平成21年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について
平成25年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-09		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	狂犬病予防対策事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	松井	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	狂犬病予防法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の子犬を飼養している区民						
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9カ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,100円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）						
経過	昭和60年度	予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更					
	平成7年度	畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更					
	平成14年度	畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）					
	平成28年度	畜犬ソフトシステムの改修（集合注射実施における様式変更等）					
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか各区民事務所で受付を行っている。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	登録数	6,877	6,847	6,888	6,920		
	予防注射接種率	0.732	0.741	0.714	0.730	1	済票交付数(再交付除く) / 登録数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		891	866	909	916	1,777	922	922
決算額(30年度は見込み)		709	789	850	837	1,751	891	922
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
鑑札交付数(再交付含む)		622	613	625	633	593	602	800
済票交付数(再交付含む)		4,864	4,870	4,780	5,042	5,077	4,870	6,800
登録数		6,581	6,686	6,703	6,877	6,847	6,947	7,000
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	220	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	229	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	231
役務費	郵送料(集合注射・未注射犬通知)	440	役務費	郵送料(集合注射・未注射犬通知)	447	役務費	郵送料(集合注射・未注射犬通知)	470
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	988	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	114	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料外	117
使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	102	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,836	5,052	216		地方税	0	0	0	
	物件費	1,751	891	860	国庫支出金	0	0	0			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	3,607	3,483	124			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4	3,483	3,487			
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,385	1,680	295	行政収支差額(a)-(b)=(c)	7,976	4,140	3,836			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	7,972	7,623	349	通常収支差額(c)+(d)=(e)	7,976	4,140	3,836			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	7,976	4,140	3,836			

備考 行政費用では給与関係費が66.3%、物件費が11.7%を占めている。28年度は畜犬登録システムの改修委託(872千円)を行った影響で物件費が高くなっている。行政収入として手数料で3,483千円の収入があった。

問題点・課題 飼い犬の登録義務(畜犬登録・住所変更等)を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に働きかけているが、今後も周知する必要がある。
集合注射での接種犬数について、減少傾向にある接種会場があるため、今後、会場や時間帯の変更等について、荒川区獣医師会と検討・調整を図っていく。
飼い犬の登録義務について、ペットショップを通じて飼い主に周知してもらうため、各ペットショップに働きかける。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	今後も登録数、予防注射接種率向上に向けて、登録している飼い主及び動物病院等関係機関への働きかけを強化していく。	登録数、予防注射接種率向上のため、登録している飼い主及び動物病院等関係機関へ働きかけ、区報等で周知を図った。	登録数、予防注射接種率向上を目指し、集合注射の会場変更を検討している。あわせて飼い主及び関係機関への呼びかけを強化する。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

議(要質問状)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	松井	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	カラス対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	13年度	根拠	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の収容を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。						
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民						
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。 なお、公園や街路樹の営巣については、道路公園課で対応する。						
経過	平成12年度 区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行 平成14年度 委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応 平成16年度 都は12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了 平成28年度 都はトラップ捕獲及び大規模ねぐらでの巣の撤去を継続実施						
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民の相談から職員が営巣確認、危険と判断の場合、業者に依頼し巣の撤去・ヒナの捕獲を行う。委託事業名：カラスの営巣撤去及び回収等業務委託（日本環境ビルテック）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	巣の撤去/個 (直営による撤去も含む)	20	29	22	40		
	ヒナ回収/羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	26	20	6	24		
	卵回収/個	29	23	27	32		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,169	1,169	536	467	612	740	740
決算額(30年度は見込み)		694	515	421	335	434	296	740
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	巣の撤去/個(直営による撤去も含む)	41	32	24	20	27	22	40
	ヒナ回収/羽(巣のヒナ、落下ヒナ)	41	40	25	26	19	6	24
	卵回収/個	77	32	32	29	33	27	32
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	カラス等回収業務	434	委託料	カラス等回収業務	296	委託料	カラス等回収業務	740

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		2,663	2,711	48	地方税		0	0
物件費			434	296	138	国庫支出金		0	0	0
維持補修費			0	0	0	都支出金		0	0	0
扶助費			0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0
補助費等			0	0	0	使用料及び手数料		0	0	0
減価償却費			0	0	0	その他		0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額			0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0
賞与・退職給与引当金繰入額			763	901	138	行政収支差額(a)-(b)=(c)		3,860	3,908	48
その他行政費用			0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0
行政費用合計(b)			3,860	3,908	48	通常収支差額(c)+(d)=(e)		3,860	3,908	48
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		3,860	3,908	48	

備考 行政費用の内訳は、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額のほか、物件費としてカラス営巣撤去等の委託料となっている。

問題点・課題 本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。カラスの営巣を防ぐため、区民等に対して樹木のせん定や営巣の材料となる針金ハンガー等の放置をしないよう周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	今後も樹木のせん定について周知していく。またゴミ問題なども関係部署と連携を図り、周知していく必要がある。	カラスの営巣に対応した場所では、管理者に樹木のせん定について周知した。ゴミ問題についても関係部署と連携を図り、周知した。	今後も樹木のせん定について周知していく。またゴミ問題なども関係部署と連携を図り、周知していく必要がある。

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。

状況(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	高瀬	内線	427		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	薬事監視事務費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠	区薬品医療機器等法、薬事法等、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒劇物取締法等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等	薬局開設者、店舗販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者、管理医療機器販売業・貸与業者、麻薬小売業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬局及び店舗販売業に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び監視指導 6 管理医療機器販売業・貸与業の届出受理及び監視指導 7 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 8 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 9 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 10 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 11 規制対象の家庭用品の試買検査実施、違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導 						
経過	<p>平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管</p> <p>平成12年度 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管</p> <p>平成17年度 特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管</p> <p>平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行</p> <p>平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区に移管。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了</p> <p>平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管</p> <p>平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。法の名称の変更を含む改正法が11月25日に施行</p> <p>平成27年度 平成25年に公布された地域主権改革推進関連法により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管</p>						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去品、シアン排水、試用品は、東京都健康安全研究センター、保健所検査室等に検査を依頼する。試験検査物検査委託 1,284,690円						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	薬事監視指導率(%)	76	85	61	65	68	立ち入り監視指導数/施設数(医療機器除く)
	毒物劇物監視指導率(%)	35	35	32	60	36	立ち入り監視指導数/施設数
高度管理医療機器等販売業等監視指導率(%)	63	83	50	50	51	立ち入り監視指導数/施設数(管理医療機器除く)	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,662	1,714	1,645	1,696	1,813	1,812	1,812
決算額(30年度は見込み)		1,197	981	1,198	1,389	1,455	946	1,812
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
薬局・医薬品販売業等監視件数		221	205	157	208	224	153	196
毒物劇物販売業等監視件数		66	102	58	56	54	48	100
家庭用品試買検体数		39	37	39	37	40	41	41
高度管理医療機器等販売業・貸与業監視件数					113	151	92	92
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	322	需用費	家庭用品試買検査	238	需用費	家庭用品試買検査	406
役務費	通知・周知用郵券	37	役務費	通知・周知用郵券	61	役務費	通知・周知用郵券	110
委託料	試験検査委託	1,096	委託料	試験検査委託	647	委託料	試買検査委託	1,285
						使用料及び賃借料	薬事講習会会場使用料等	11

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	14,184	14,590	406		地方税	0	0
	物件費	1,455	946	509	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	2,325	1,222	1,103	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	1,222	1,222	
	賞与・退職給与引当金繰入額	4,063	4,851	788	行政収支差額(a)-(b)=(c)	19,702	19,165	537	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	19,702	20,387	685	通常収支差額(c)+(d)=(e)	19,702	19,165	537	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	19,702	19,165	537	

備考 行政費用では、給与関係費の割合が高く、物件費には試験検査委託等が含まれている。

問題点・課題 高度管理医療機器等販売業・貸与業者の継続研修の実施状況を調査したところ、約1割の施設が管理者に継続研修を受講させていなかったため、毎年度受講させるよう指導を徹底する必要がある。平成28年10月から、健康サポート薬局の制度が施行されたが、平成29年度末現在の届出は2件のため、引き続き講習会等を通して制度を周知していく必要がある。C型肝炎治療薬の偽造品が薬局から患者へ交付された件を受けて、医薬品仕入れ時の確認の徹底等を定めた改正省令が交付された。平成30年1月31日に施行されたため、薬局等に対し、省令を遵守した対応を適切に実施するよう、指導することが重要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	薬局に対し、医薬品仕入れ時の包装・添付文書の確認等、偽造医薬品対策を適切に実施するよう、重点的に指導する。	偽造医薬品対策に関する改正省令が交付されたため、薬局等に対し改正概要を送付して周知し、立入検査時には重点的に指導した。	偽造医薬品に関する改正省令が1月31日に施行されたため、薬局等に対し、改正省令を遵守するよう重点的に指導を行う。
	毒物劇物販売業者等への立入検査を実施し、震災等に備えた保管庫及び保管庫内の薬品の転倒防止について、重点的に指導を行う。	毒物劇物販売業者等への立入検査時には、震災等に備えた保管庫及び保管庫内の薬品の転倒防止について、重点的に指導を行った。	学校での劇物紛失事故が発生したため、区内の全学校に対し立入調査を実施し、毒物劇物の管理状況の確認及び指導を行う。
	継続研修について、管理者が毎年度受講を継続するよう引き続き調査を実施し、立入検査等で重点的に指導を行う。	継続研修について受講状況を調査し、未受講施設には立入検査を実施して、重点的に指導を行った。	継続研修について、管理者が毎年度受講を継続するよう引き続き調査を実施し、立入検査等では重点的に指導を行う。

他区の実況(要旨)	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-----------	--------------------------

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-12		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	環境衛生監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	池上	内線	426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-02-01	環境衛生監視事務費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他4法, 要綱		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言 3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施 5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言 						
経過	<p>昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。</p> <p>昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務(述べ床3,000～5,000㎡の施設)が区長に委任。</p> <p>平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。</p> <p>平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000～10,000㎡の施設が区に移管。</p> <p>平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。</p> <p>平成30年6月 住宅宿泊事業法施行。</p>						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 環境衛生監視員が実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	監視指導率(%) (理容・美容・クリーニング)	13	41	27	30	30	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率(%) (興行場・公衆浴場・旅館等)	239	171	170	170	200	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査(検出率%)	8	4	9	0	0	検出数/検体数(再検査を除く)
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
	継続	継続	法律や特例条例、区条例等に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,004	1,057	996	1,040	1,159	1,115	1,065
決算額(30年度は見込み)		765	636	785	776	852	879	1,065
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	環境衛生施設の許認可届出数	35	33	33	34	35	35	45
	環境衛生施設の監視指導数	414	690	332	383	492	500	500
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	墓地等財務書類審査謝礼	32	需用費	各種検査材料費、消耗品等	749	報償費	墓地等財務書類審査謝礼	65
需用費	各種検査材料費、消耗品等	706	役務費	郵便料、粉じん計の較正	43	需用費	各種検査材料費、消耗品等	884
役務費	郵便料、粉じん計の較正	43	備品購入費	加除式法令等	17	役務費	郵便料、粉じん計の較正	46
負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
		行政費用	給与関係費	23,382		22,267	1,115	地方税
	物件費	749	809	60	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	行政収入			
	補助費等	102	70	32	分担金及び負担金	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	使用料及び手数料	790	902	112
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	その他	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,698	7,404	706	行政収入合計(a)	0	902	902
	その他行政費用	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	30,931	29,648	1,283
	行政費用合計(b)	30,931	30,550	381	金融収支差額(d)	0	0	0
	特別費用(g)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	30,931	29,648	1,283
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
					当期収支差額(e)+(h)	30,931	29,648	1,283

備考 行政費用では給与関係費が72.9%を占める。物件費としては、各種検査材料費等の需用費、郵便料等がかかっている。また、行政収入として手数料収入がある。

問題点・課題 年間事業計画に基づき監視指導を計画的に実施することが必要である。入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。旅館業及び住宅宿泊事業の相談が増加している。旅館業の無許可営業施設に対する指導が課題となる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	懸案施設については、引き続き、複数名での対応を行う。	懸案施設については、窓口及び現場指導は、複数名で対応している。	懸案施設については、引き続き、複数名での対応を行っていく。
	レジオネラ属菌が検出されないように指導の充実を図り、検出された場合には、速やかに改善指導を行う。	レジオネラ属菌が検出された施設に対し、速やかに改善指導を行い、再検査によりレジオネラ属菌の不検出を確認した。	レジオネラ属菌が検出されないように指導の充実を図る。
	年間監視指導計画に従って、効果的な監視指導に努める。	年間監視計画に基づき、監視指導を計画的に実施した。	年間監視指導計画に従って、効果的な監視指導に努める。また、住宅宿泊事業法の施行に伴う事務についても適切に対応していく。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

況議(要質問状) 平成28年度予算特別委員会 区内の民泊の実態について調査すべき
平成29年度6月会議 違法民泊の実態調査について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	住まいの衛生支援事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	池上	内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。快適な居住環境の確保を図る。						
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて駆除用器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 						
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p> <p>平成27年度 町会・自治会の協力によるボウフラ駆除事業を開始</p>						
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 臨時職員） 昆虫成長阻害剤の雨水桝への投入やスズメバチの巣の撤去等を行う。 委託業務名：薬剤投入作業委託等 委託先：シルバー人材センター等 委託料：2,065,236円(H29実績)						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	殺そ用薬剤配布実施率(%)	86	87	83	100	100	配付数/計画数 (配付数)
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	145	112	77	100	100	投入数/計画数 (投入数)
	相談件数(件)	879	714	698	700	600	ねずみ・害虫相談件数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	ねずみや衛生害虫に関する相談は多く、引き続き、被害を防止し、区民が快適に暮らせるような施策を実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6,268	6,864	6,707	7,696	9,895	9,587	9,921
決算額(30年度は見込み)		5,259	5,707	5,330	6,362	8,221	8,852	9,921
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	ねずみ・害虫相談件数	703	642	865	879	714	700	700
	ボウフラ駆除薬剤投入(箇所)	20,591	21,781	22,310	34,806	147,782	169,592	196,000
	殺そ用薬剤配付数(袋)	13,474	13,194	11,983	11,123	10,422	11,000	12,000
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤報酬	2,183	報酬	非常勤報酬	2,183	報酬	非常勤報酬	2,184
共済費	社会保険料(非常勤)	327	共済費	社会保険料(非常勤)	322	共済費	社会保険料(非常勤)	323
報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,082	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,232	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,356
旅費	非常勤旅費	0	需用費	ボウフラ駆除剤等	2,864	旅費	非常勤旅費	3
需用費	住まいの検査材料費等	2,263	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	75	需用費	ボウフラ駆除剤等	3,467
役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114	委託料	害虫駆除作業委託他	2,065	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	124
委託料	害虫駆除作業委託他	2,251	備品購入費	資材・機材保管用キャビネット	94	委託料	害虫駆除作業委託他	2,434

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
		給与関係費	10,421	9,890		531	地方税	0
物件費	4,628	5,098	470	国庫支出金	0	0	0	
維持補修費	0	0	0	都支出金	2,579	2,700	121	
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
補助費等	1,082	1,249	167	使用料及び手数料	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,579	2,700	121	
賞与・退職給与引当金繰入額	2,266	2,455	189	行政収支差額(a)-(b)=(c)	15,818	15,992	174	
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
行政費用合計(b)	18,397	18,692	295	通常収支差額(c)+(d)=(e)	15,818	15,992	174	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	15,818	15,992	174	

備考 行政費用では給与関係費の割合が高くなっている。行政費用の27.3%を物件費が占め、害虫駆除作業委託やボウフラ駆除剤等の購入費用がかかっている。また、行政収入として2,700千円の都補助金があった。

問題点・課題 蚊媒介感染症(デング熱、ジカ熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など)に関する効果的な啓発事業の実施。
区民からの相談では、ハチ(222件/年)とねずみ(299件/年)が多い。
区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	町会との協働によるボウフラ対策を引き続き実施し、事業評価を行う。	事業評価の方法のひとつとして、区内の公園において、蚊の成虫の生息状況調査を実施した。	事業評価の方法を引き続き検討する。
	害虫の発生源対策や環境づくりに関するよりよい啓発の方法について検討する。	害虫の発生源対策や環境対策に関する啓発手法について、継続的に検討した。	最新の情報をもとに、わかりやすい啓発手法を取り入れていく。
	情報収集に努め、新しい情報の提供に努める。	衛生害虫に関する最新所情報を収集し、情報提供に努めた。	継続的に情報収集を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況議(会要質問) 平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について
平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について
平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-14		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	食の安全・安心対策		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	坂巻	内線	428	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-03-01	食の安全・安心対策					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締		
終期設定	有	無	年度	法令等	条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び区内流通食品等の細菌・化学検査等を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者等に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。 収去検査：区内事業者店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーを活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。 						
経過	<p>平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の施行</p> <p>平成24年度 ・牛の肝臓の基準の施行</p> <p style="padding-left: 20px;">・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正</p> <p>平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正</p> <p style="padding-left: 20px;">・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）</p> <p>平成27年度 ・食品表示法の施行</p>						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 職員等が講師となって講習会を実施し、区民からの依頼にも対応する。食品、ふん便等は、保健所検査室、東京都健康安全研究センターに検査を依頼する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	収去検査（化学）の不適率%	0	5	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適率
	収去検査（細菌）の不適率%	14	16	11	20	20	法違反又は東京都指導基準等の不適率
	講習会実施数	51	52	55	50	50	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業とともに、食品衛生の普及啓発を行う事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,403	5,403	5,389	7,299	5,895	5,395	5,467
決算額(30年度は見込み)		4,598	3,994	4,550	6,819	5,041	3,643	5,467
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	区検査室(化学検査:項目数)	1,621	1,683	1,571	1,269	1,031	1,164	1,020
	区検査室(細菌検査:項目数)	1,318	1,426	1,230	1,222	936	915	920
	都健康安全研究センター(委託:検査数)	124	75	124	416	221	27	186
	講習会数	52	47	56	51	52	55	50
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,182	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,165	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,583
役務費	講習会通知等郵便	139	役務費	講習会通知等郵便	178	役務費	講習会通知等郵便	191
委託料	試験検査物の委託	1,635	委託料	試験検査物の委託	214	委託料	試験検査物の委託	1,606
使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	86	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	34,990	33,557	1,433		地方税	0	0
	物件費	5,041	3,643	1,398	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	10,023	11,158	1,135	行政収支差額(a)-(b)=(c)	50,054	48,358	1,696	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	50,054	48,358	1,696	通常収支差額(c)+(d)=(e)	50,054	48,358	1,696	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	50,054	48,358	1,696	

備考

行政費用における物件費は試験検査物の委託実績減等により27.7%の減となっている。

問題点・課題

少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。区内事業者に対し、必要に応じて立入りを行い、収去検査において不適だった施設の改善を図るための指導を行い、また食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。法改正時の、適切な周知方法については区内事業者の件数、営業形態などを考慮しながら工夫する。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	周知をする機会や方法について、新たな手法を探る。	窓口や電話、講習会等の機会を通じ積極的に説明を行うと同時に新しい知識の普及に努めた。	食品衛生について知識の普及について講習会など、従来のやりかた以外に新しい周知の方法について検討していく。
	国や東京都等の動向について情報を集め、区民や事業者へわかりやすく最新の情報を周知する。	国や東京都などの研修や講習会に参加し、最新の動向の把握に努めた。通知が出された場合、速やかに区内営業者に通知した。	国や東京都の動向について最新の情報を常に把握し、区内営業者への情報提供について、より効率的な周知方法を探る。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況(要旨)

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-15		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	許可・監視等業務			部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山
				担当者名	坂巻	内線	428
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、食品製造業等取締		
終期設定	有	無	年度	法令等	条例、東京都ふぐの取扱い規制条例等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、区内事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）						
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 通常監視・指導 夏期一斉・歳末一斉監視 苦情・違反処理に伴う監視・指導 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等を含む表示に関する相談や監視指導						
経過	平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準施行 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨） 平成27年度 ・食品表示法の施行						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区内事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	監視率（%）	67	70	66	50	50	2年で全ての施設を監視。
	表示監視品目数	12,868	16,211	13525	10000	10,000	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
	30年度	31年度					
継続		継続	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		148	140	135	134	134	134	134
決算額(30年度は見込み)		132	72	120	119	119	120	134
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	営業許可・届出件数	7,135	7,164	7,461	7,172	7,179	7,144	7,200
	新規・更新・届出件数	852	969	1,399	974	1,085	1,008	722
	許可・届出施設監視数	4,633	5,015	5,021	4,787	5,010	4,719	4,000
	苦情処理件数	31	54	55	68	38	66	50
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	119	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	120	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	134

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	24,681	22,357	2,324		地方税	0	0	0	0
	物件費	119	120	1	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	9,595	8,333	1,262	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	16,340	8,333	8,007	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	7,070	7,434	364	行政収支差額(a)-(b)=(c)	15,530	21,578	6,048	0	0	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	31,870	29,911	1,959	通常収支差額(c)+(d)=(e)	15,530	21,578	6,048	0	0	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	15,530	21,578	6,048	0	0	

備考 行政費用では給与関係費の割合が高くなっている。物件費としては業務に要する図書等消耗品の経費がかかっている。また、行政収入として8,333千円の手数料収入がある。

問題点・課題 法改正時の、周知方法等に工夫が必要である。
食品表示法については新制度の移行に伴う猶予期間が2年後に迫っているため、区内業者への周知や指導をより一層行い、正しい表示等を周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	よりわかりやすい説明を心掛け、申請者や業者の衛生がさらに向上するように努める。	申請手続きや食品に関する相談があった際、丁寧な説明を心掛け、さらに実地に赴き現場を確認するなど説明に努力した。	よりわかりやすい説明を心掛けると同時に予定されている食品衛生法の改正を含め新制度のの情報提供に努めていく。
	表示を管轄する他の部署との連携等により一層努め、区内事業者へのわかりやすい説明を心掛ける。	表示については東京都や消費者庁など管轄する他機関に随時相談するなど、わかりやすく正確な説明と情報提供に努めた。	表示について新制度の移行に伴い業者に対し講習会や立ち入り時などの機会を利用し情報提供に努め丁寧な説明を行う。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
況(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-16		戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	公害健康被害補償給付費			部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
				担当者名	中嶋	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	補償給付費						
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市						
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）							
対象者等	平成30年1月末現在 15歳未満0人・15～64歳390人・65歳以上180人 計570人 <参考>平成30年3月末現在 荒川区566人							
内容	<p>現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の（1）～（8）の個別補償を行っている。</p> <p>（1）医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）（2）療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給（3）障害補償費 障害等級（特級～3級）を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給（4）児童補償手当 障害等級（特級～3級）を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給（5）遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（10年間）（6）遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けるべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給（7）葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給（8）診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部（@1,000円）を補助（区単独事業）</p>							
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。							
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を履行しなければならない。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値（38年度）
	被認定者数		600	583	566	550	438	目標値は、平均減少率から算出。
	医療費（延べ件数）		10,944	10,529	10492	10272	8668	目標値は、過去の実績から算出。
医療費総額（公害・非公害医療機関・調剤）		191,415	184,471	190714	190523	189004	目標値は、過去の実績から算出。 単位：千円	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	国の法定事務である。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		700,149	662,459	643,757	678,190	648,848	639,056	610,489
決算額(30年度は見込み)		669,175	660,116	626,846	613,183	606,057	603,102	610,489
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
被認定者数		643	626	616	600	583	570	-
(内15歳未満)		0	0	0	0	0	0	-
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	医療費、障害補償費等	605,057	扶助費	医療費、障害補償費等	602,850	扶助費	医療費、障害補償費等	610,339
扶助費	診断書扶助料	170	扶助費	診断書扶助料	252	扶助費	診断書扶助料	150

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	11,282	11,057	225	地方税	0	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	0	
	扶助費	606,057	603,102	2,955	分担金及び負担金	605,887	602,832	3,055	3,055	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	605,887	602,832	3,055	3,055	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,232	3,676	444	行政収支差額(a)-(b)=(c)	14,684	15,003	319	319	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	620,571	617,835	2,736	通常収支差額(c)+(d)=(e)	14,684	15,003	319	319	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	14,684	15,003	319	319	

備考 行政費用の97.6%を扶助費が占めており、その内容は公害健康被害者への補償給付費となっている。また、行政収入として公害健康被害補償給付費納付金の歳入がある。

問題点・課題 患者の高齢化が進み、70歳以上の認定者が150名(内、90歳以上20名)になり全体の26.5%と1/4を上回り、不確定要素である遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭費が増えると予想できる。
最高齢 97歳(1名)、低年齢者 31歳(4名)

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む 具体的な改善内容	平成29年度に実施した 改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む 具体的な改善内容
	正確かつ遅滞のない給付を行う。	誤りや遅れのないよう事務が執行できた。	正確かつ遅滞のない給付を行う。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)		
議(要旨)状	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	鎌田	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-02	事務費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	50年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。						
対象者等	平成30年3月末現在 15歳未満0人・15～64歳 388人・65歳以上 178人 計 566人 <参考>平成29年3月末現在 特別区(19区)13,792人 全国(40市区)33,890人						
内容	<p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定・検査・審査・給付等に係る事務費</p> <p>(1) 認定 被認定患者からの申請により公害検査を行い認定審査会の答申を受け、認定失権や補償給付に係る等級の認定を行う。更新：3年毎（慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫）・2年毎（ぜん息性気管支炎）、見直し：毎年（有級者）【検査】医学的検査委託料@3,330～@26,690×534件、主治医診断報告書文書料@3,996×412件、認定死亡患者医学的検査結果報告文書料@3,056×5件【認定審査会】月1回開催委 委員12名（医師8名、法律1名、区職員3名）</p> <p>(2) 給付 医療機関からの診療報酬明細書を点検し、診療報酬審査会の答申を受け医療給付を行う。【診療報酬取扱手数料】公害医療機関@540×4,590件・薬局@270×4,239件・非公害医療機関@1,360×814件、療養費等支払事務委託料（国保連）分担金+手数料@145.23×342件【レセプト点検】点検@97.2×9,710件・突合@96.12×3,969件・入力@32.4×9,652件【診療報酬審査会】月1回開催 委員6名（医師4名、薬剤師2名）</p>						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	被認定者数	600	583	569	566	434	目標値は、平均減少率から算出
	認定審査会諮問件数(年間)	601	589	672	546	619	目標値は、過去の実績から算出
認定審査会1回当たりの審査件数(平均)	50.1	49.0	56.0	45.5	52.1	目標値は、過去の実績から算出	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	国の法定事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		28,245	32,773	25,444	25,250	25,053	46,199	25,554
決算額(30年度は見込み)		28,557	29,395	22,946	23,827	22,968	44,019	25,554
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
被認定者数		643	626	616	600	583	566	550
認定審査回数		12	12	12	12	12	12	12
認定審査会委員数		12	12	11	11	11	12	12
診療審査委員数		5	5	6	6	6	6	6
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	審査会委員報酬	2,957	報酬	審査会委員報酬	2,967	報酬	審査会委員報酬	3,144
報償費	診療報酬手数料	5,408	報償費	診療報酬手数料	5,285	報償費	診療報酬手数料	5,296
旅費	審査会委員費用弁償	107	旅費	審査会委員費用弁償	143	旅費	審査会委員費用弁償	91
需用費	トナーカートリッジ購入	441	需用費	印刷製本(返信用封筒)	502	需用費	トナーカートリッジ購入	565
役務費	認定患者宛郵送料	951	役務費	認定患者宛郵送料	967	役務費	認定患者宛郵送料	984
委託料	医学的検査委託料	12,452	委託料	システム導入委託等	33,441	委託料	医学的検査委託料	15,238
使用料等	プリンター賃借料	126	使用料等	プリンター等賃借料	131	使用料等	プリンター等賃借料	212

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	9,989	11,528	1,539		地方税	0	0	0	
	物件費	14,077	35,184	21,107	国庫支出金	17,998	28,412	10,414			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0			
	補助費等	5,935	5,868	67	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	17,998	28,412	10,414			
	賞与・退職給与引当金繰入額	2,014	2,846	832	行政収支差額(a)-(b)=(c)	14,017	27,014	12,997			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	32,015	55,426	23,411	通常収支差額(c)+(d)=(e)	14,017	27,014	12,997			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	14,017	27,014	12,997			

備考 行政費用の63.5%を物件費が占めている。29年度は新しい公害システム導入のため、物件費が大幅に増えている。また、行政収入として国庫支出金の公害健康被害補償給付事務費交付金がある。

問題点・課題 被認定者数が減少しているものの、認知症等により更新手続きが困難な高齢の被認定者や、治療状況の把握が困難な施設入所の被認定者が増加している。また稼働年齢の被認定者も仕事のため指定日の検査受診や更新手続きが困難である相談も増えている。
被認定患者の個々の状況に対応できる業務運営の見直しが求められている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	患者の高齢化が進み、施設入所・要介護等個々の状況に合わせた対応が求められる。	更新申請手続き及び医学的検査について、様々なケースに対応できる手順を確立できた。	医学的検査を委託している医療機関の業務内容について、更に効率よく活用できないか検討する。
他区の実況(要旨)	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。		
議(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-18		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ぜん息教室		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	三澤	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	ぜん息教室					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	公害認定者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・挿痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。						
対象者等	公害認定者、東京都大気汚染医療費助成制度認定者及びぜん息等呼吸器疾患に関心のある区民						
内容	平成29年度実績 講座内容 「歌って身につく腹式呼吸講座」第1回 6月23日(金)アクロスあらかわ 20名参加(成人対象) 「歌って身につく腹式呼吸講座」第2回 9月22日(金)日暮里サニホール 38名参加(成人対象) 「ぜん息呼吸筋ストレッチ教室」10月12日(木)荒川区役所北庁舎101会議室 49名参加(成人対象)						
	周知方法：区報、区営掲示板、区ホームページ、区内関係施設及び公共施設にてチラシの配布・ポスターの掲示（環境再生保全機構が作成）、東京都大気汚染医療費助成認定者（50歳以上）へダイレクトメール						
経過	児童対象ぜん息事業は平成15年度から平成17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：平成22年度8人、23年度3名）24年度からは開催していません。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。 ぜん息音楽教室においては、通院等により午後の時間帯に参加ができないとの意見を踏まえ、平成28年度は第1回目を午前開催とした。また、他自治体の状況から、実施会場の認知度やアクセスの良さに参加者数が比例している傾向があることを踏まえ、第2回目は日暮里サニホールコンサートサロンにて午後開催とした。						
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識を得ることで、病状の悪化を防ぐ。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	参加率(%)	3.9	5.3	5.7	5.9	6.7	参加者/対象者(公害・18歳以上大気患者)
	延べ参加者数(人)	83	104	107	110	120	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	国の法定事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		116	116	108	105	114	114	114
決算額(30年度は見込み)		68	97	91	99	110	106	114
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	延べ参加者数	68	84	80	83	104	107	120
	公害認定者数	643	635	616	600	583	570	553
	大気医療助成(18歳以上)	1,175	1,248	1,465	1,450	1,366	1,283	1,230
	大気助成児童対象(18歳未満)	156	125	92	57	40	35	24
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講師謝礼	89	報償費	講師謝礼	89	報償費	講師謝礼	92
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	2	需用費	消耗品費	6
役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	1
使用料等	施設使用料	14	使用料等	施設使用料	14	使用料等	施設使用料	15

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	物件費	21	17	4	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	行政収入			
	補助費等	89	89	0	分担金及び負担金	110	67	43
	減価償却費	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	その他	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	444	593	149	行政収入合計(a)	110	67	43
	その他行政費用	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,994	2,415	421
	行政費用合計(b)	2,104	2,482	378	金融収支差額(d)	0	0	0
	特別費用(g)	0	0	0	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,994	2,415	421
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
					当期収支差額(e)+(h)	1,994	2,415	421

備考 行政費用では給与関係費の割合が高くなっている。行政収入では負担金として、保健福祉事業費納付金の歳入がある。

問題点・課題 参加者の拡大について、公害認定者においては減少や高齢化などにより、参加者拡大は見込めない状況にある。そのため、東京都大気汚染医療費助成制度の認定者やその家族、認定を受けていない呼吸器疾患の患者を対象とした幅広い周知が引き続き必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き会場、時間帯等、アンケートなどの意見を取り入れ、検討していく。	アンケート集計システムを活用した集計と分析を行った。また、当システムの活用により複数年度の分析結果の蓄積が可能となった。	複数年度のアンケート結果から、参加者の要望を汲み取り、充実化を図っていく。

他区の実況(要旨)	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」であるため、福祉事業は実施無し。

議(会)質(問)状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	水泳教室	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	三澤	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-02	水泳教室					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	60年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	ぜん息の児童・生徒を対象に、プール指導前の健診等医学的管理の下、熟練した水泳指導員によるグループ指導を行い、自主的鍛錬の動機付けを図る。						
対象者等	ぜん息に認定されている区内在住、在学の小学1年生から小学6年生（募集50名、昭和60年度～平成20年度）。平成21年度からは回数及び対象を拡大し小学1年生から中学3年生（募集各50名）として開催。平成24年度からは対象をさらに拡大し5歳児から中学3年生として開催している。						
内容	実施時期	平成29年6月15日～10月5日 計10回(木曜) 8月、祝日は休み					
	場所	荒川総合スポーツセンター 大・小プール					
	定員	40名（対象：5歳児～中学3年生の主治医の同意が得られるぜん息患者）					
	周知方法	対象者に個別通知、区報、区営掲示板への掲載、区内関係施設及び公共施設へのチラシの配布、ポスター掲示					
医療体制	毎回教室前に体温計測、ピークフロー測定及び医師による検診を行い、当日の参加の可否を決定する。また、教室後にもピークフロー測定を行い、必要に応じて医師の検診も行う。						
実施体制	医師1名、看護師1名、水泳指導員5名及び事務局（教室中は常にプールサイドに医師及び看護師が待機する。）						
事業区分	公害健康被害予防事業						
経過	平成11年度より、対象年齢の公害認定患者が0名となり、参加者は、都大気汚染健康障害医療助成者となる。 平成16年度から主治医意見書にかかる文書料を自己負担とした。平成17年度に医師・看護師の謝礼を見直した。平成19年度に医師謝礼を区基準額に戻し増額した。平成21年度より転地療養事業終了に伴い、対象年齢を（旧：小1～小6 新：小1～中3）広げ、前期・後期の開催とした。平成23年度より指導員を6名から5名に減らした。平成24年度より対象年齢を5歳児～中3とした。 実績：平成22年度 32名参加 平成23年度 13名参加 平成24年度 16名参加 平成25年度 20名参加 平成26年度 20名参加 平成27年度 19名参加 平成28年度 18名参加 平成29年度 16名参加						
必要性	水泳は、気管支ぜん息の治療に適した運動療法として広く普及し、水泳を中心とした運動療法は、体力・運動能力向上による身体機能回復の面ばかりでなく、自信や積極性を育み、人とのコミュニケーションに役立つなど、心理面においても効果が期待できる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 技術力に応じて4から5班に分けて、指導員が水泳指導を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	参加者数(人)	19	18	16	17	40	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	国の法定事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,533	1,401	1,379	1,369	1,386	1,386	1,386
決算額(30年度は見込み)		1,371	1,360	1,186	1,084	1,380	1,377	1,386
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
参加人数		16	20	20	19	18	16	40
大気認定者における対象者数		83	51	37	19	11	2	0
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	医師・看護師・指導員謝礼	1,080	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	1,080	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	1,080
需用費	消耗品費	37	需用費	消耗品費	37	需用費	消耗品費	29
役務費	郵便料、手数料	20	役務費	郵便料、手数料	18	役務費	郵便料、手数料	33
使用料等	施設使用料	243	使用料等	施設使用料	242	使用料等	施設使用料	244

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,337	3,567	230		地方税	0	0	0	
	物件費	300	297	3	国庫支出金	0	0	0			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	1,595	1,649	54			
	補助費等	1,080	1,080	0	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,595	1,649	54			
	賞与・退職給与引当金繰入額	956	1,186	230	行政収支差額(a)-(b)=(c)	4,078	4,481	403			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	5,673	6,130	457	通常収支差額(c)+(d)=(e)	4,078	4,481	403			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	4,078	4,481	403			

備考 行政費用では給与関係費の割合が高い。行政費用の17.6%を占める補助費等は医師・水泳指導員等への謝礼となっている。また、行政収入では分担金として保健福祉事業費納付金の歳入がある。

問題点・課題 子ども医療券の対象年齢拡大に伴い、大気汚染医療費助成を受けている15歳未満のぜん息児の把握が困難となっているため、効果的な周知方法を模索する必要がある。
また参加者が低年齢化しているため、従来の事務局の人数では対応しきれない場合がある。人員配置の再考、他部署への協力要請などが必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区内調剤薬局へ募集チラシの配布、ポスターの掲示を依頼し、参加者の拡大を図る。	参加者は減少したものの、新規参加者は前年以前に比べ、増加したことから、今後も周知方法の充実化を行い、参加者拡大を図る。	更なる周知拡大(新規参加者の拡大)。実施内容を改善し、既存の参加者の確保に努める。

他区の実況	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)
	* 未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 2区(練馬・杉並)実施」

況議(要質問)	
---------	--

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-20		戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	療養講座		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
			担当者名	三澤	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-03	療養講座						
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）			建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市						
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害認定者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。							
対象者等	公害認定者やその家族、気管支ぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方。							
内容	<p>気管支ぜん息、その他呼吸器疾患に関する知識普及と日々の自己管理などについて、講演会形式にて実施する。講師については、毎年具体的なテーマを設定し、そのテーマに基づき選定している。実施時期は10月もしくは11月の平日の1回2時間とし、実施場所は荒川区保健所北庁舎101会議室としている。</p> <p>また、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて周知用チラシやポスターを作成し、周知することで、参加者の拡大を図る。</p>							
経過	<p>ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。</p> <p>児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。</p> <p>成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。</p> <p>平成26年度「『私ってぜん息？』診断と治療～気管支ぜん息との上手なつきあい方～」10月24日 45名参加 平成27年度「COPDとぜん息の治療と自己管理」11月13日 23名参加 平成28年度「気管支ぜん息治療薬の特徴と正しい使用法」11月1日 34名参加 平成29年度「吸入薬の特徴と正しい使用法」11月6日 28名参加</p>							
必要性	患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行うことにより、疾病とその治療法に関する知識の普及し、健康の増進を図ることは行政の役割である。また、当事業は環境省の補助事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 講演会形式にて行い、必要に応じて実技指導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	参加率（％）		3.8	5.8	4.9	5.4	9.0	参加者/対象者（公害認定者）
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度						
継続		継続		国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		118	118	111	115	103	105	105
決算額(30年度は見込み)		66	74	79	84	83	82	105
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
延べ参加人数		44	54	45	23	34	28	50
対象者数(公害認定者数)		643	635	616	600	583	570	553
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講師謝礼	23	報償費	講師謝礼	23	報償費	講師謝礼	39
需用費	消耗品費	11	需用費	消耗品費	10	需用費	消耗品費	12
役務費	郵便料	49	役務費	郵便料	48	役務費	郵便料	54

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目	28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	856	1,070	214		地方税	0	0
	物件費	60	59	1	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	58	28	30	
	補助費等	23	23	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	58	28	30	
	賞与・退職給与引当金繰入額	245	356	111	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,126	1,480	354	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,184	1,508	324	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,126	1,480	354	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	1,126	1,480	354	

備考 行政費用では給与関係費の割合が高くなっている。物件費では周知用郵送料等がかかっている。また、行政収入では分担金として保健福祉事業費納付金の歳入がある。

問題点・課題 対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。公害認定患者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や、家族対象に興味の持てる講座を計画する。ぜん息との見分けが困難なCOPDについては、まだまだ認知度が低いため、講演テーマに盛り込むなど、周知及び知識普及を行う必要があると考えられる。例年平日の午後が主な開催時間となっているが、平日の午前中や休日の開催についても検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	実践形式にする際は、段取り等、講師、事務局ともに十分に把握する必要があるため、事前の打ち合わせを入念に行う。	講座の形式や内容について、事前の打ち合わせを入念に行い、実施することができた。	アンケート集計結果や看護師による家庭療養指導から、患者のニーズを把握し、次年度以降の計画に反映させていく。

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
状況(要旨)	*旧指定地域未実施区 中央区 港区 練馬・世田谷・中野・杉並は旧指定地域ではないため、福祉事業の実施無し。

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-21		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	家庭療養指導		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	堀部	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-04	家庭療養指導					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	52年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	看護師が公害認定者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。						
対象者等	公害認定者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						
内容	主な訪問対象者	病状が悪化傾向にある者 2級の患者・在宅酸素療法患者等、病状把握の必要な者 日常生活の管理が充分でない者					
	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した患者宅に事前連絡し、看護師が訪問し話を聞き状況に合わせ助言する。 ・ 梅の木会（患者会）を公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として結成された。 患者の高齢化により、会員数が減少し、平成29年度の総会（4月）で休会とすることを決定した。現在、新規会員の募集を公害保健通信等で行っている。					
経過	年間訪問件数	平成16年度	80件	平成17年度	119件	平成18年度	48件
		平成19年度	107件	平成20年度	82件	平成21年度	91件
		平成22年度	92件	平成23年度	82件	平成24年度	80件
		平成25年度	80件	平成26年度	67件	平成27年度	73件
		平成28年度	76件	平成29年度	46件		
必要性	公害認定者の高齢化（65歳以上31.2%（平成30年1月末時点））で、相談のため保健所まで来所する事が困難なケースが増えている。生活の場で状況に応じた時間で面接指導する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 公害認定者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）	
	訪問件数	73	76	46	50	50	対象は65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	国の法定事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6	6	7	7	7	7	7
決算額(30年度は見込み)		3	5	6	5	6	0	7
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
延べ訪問件数		80	80	67	73	76	46	50
被認定患者数		643	626	626	600	583	570	553
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	6	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	6
役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	1

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	978	2,140	1,162		地方税	0	0	0	
	物件費	6	0	6	国庫支出金	0	0	0			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0			
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	194	228	34			
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	194	228	34			
	賞与・退職給与引当金繰入額	280	712	432	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,070	2,624	1,554			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	1,264	2,852	1,588	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,070	2,624	1,554			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	1,070	2,624	1,554			

備考 行政費用は給与関係費の割合が高くなっている。行政収入では分担金として保健福祉事業費納付金の歳入がある。

問題点・課題 被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化している。入院やデイサービス・ショートステイ・施設入所など利用している患者が多くなり、家庭だけではなく施設や医療機関への訪問の機会が増えている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	引き続き、関係部署、関係施設や医療機関と連携を取りながら患者支援にあたる。	関係部署や機関と協力、連携し、認定者への指導や助言を的確かつ十分に行うことができた。	引き続き、関係部署や機関と連携を図り、患者支援を行う。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)	練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、<地域指定>に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。	
議(要旨)状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-22		戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	五十嵐	内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	62年度	根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例(東京都)		
終期設定	有 無		年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。						
対象者等	都内に引き続き1年(3歳未満は6ヶ月)以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者が新規申請可能。更新対象者は平成27年3月末までに認定を受けた生年月日が平成9年4月1日以前の者。						
内容	<p>条例に基づき、対象疾病(慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症)患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回(年12回)開催する。</p> <p>審査会委員構成 5名(医学5名[内1名保健所長])</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>(平成30年3月末時点)都認定患者数(18歳以上): 80,412名</p> <p>荒川区認定患者数(平成30年3月末時点): 1,276名(18歳未満 34名、18歳以上 1,242名)</p> <p>18歳以上認定者の内: 65~74歳: 206名(16%)、75歳以上: 176名(14%)</p> <p>* 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。(申請受理1件あたり1,770円)</p> <p>* 制度改正に伴い平成26年度、29年度は都交付金あり</p>						
経過	<p>(昭和47年10月 医療費助成制度施行<東京都>)</p> <p>昭和63年3月公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p> <p>* 平成27年3月末の条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となったが、既認定者の生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新可能。</p> <p>* 平成30年4月からの制度改正により、18歳以上の認定者に対し、認定疾病に係る医療費の一部に自己負担額(月額6,000円)が生じる。18歳未満の認定者は対象外。</p>						
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	審査件数	52.5	50.5	63.6	48.9	51.7	審査件数(年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	都条例に基づく事務である。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		1,573	1,517	2,037	1,275	1,257	2,545	1,343
決算額(30年度は見込み)		1,365	1,465	1,693	1,215	1,179	2,420	1,343
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
認定患者(18歳未満)		156	125	92	57	40	35	24
認定患者(18歳以上)		1,175	1,248	1,465	1,450	1,366	1,283	1,230
予算・決算の内訳		平成28年度(決算)		平成29年度(決算)		平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	審査委員報酬	916	報酬	審査委員報酬	938	報酬	審査委員報酬	978
需用費	事務用品・帳票	103	需用費	事務用品・帳票	178	需用費	事務用品・帳票	156
役務費	郵便料	161	役務費	郵便料	439	役務費	郵便料	209
			委託料	システム改修費用	864			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,128	6,146	1,018		地方税	0	0	0	0
	物件費	263	1,482	1,219	国庫支出金	0	0	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	2,110	2,110	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	2,110	2,110	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,206	1,732	526	行政収支差額(a)-(b)=(c)	6,597	7,250	653	0	0	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	0	
	行政費用合計(b)	6,597	9,360	2,763	通常収支差額(c)+(d)=(e)	6,597	7,250	653	0	0	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	6,597	7,250	653	0	0	

備考

行政費用では給与関係費の割合が高くなっている。29年度は大気汚染医療助成システムの改修作業委託の実施により物件費が増加している。行政収入では29年度、大気汚染健康障害者医療費助成制度改正に伴う臨時交付金として都支出金の歳入があった。

問題点・課題

平成19年度より、子ども医療費助成制度(小学生から中学生すべて)の新設により、15歳以下の新規申請及び更新申請者数が減少した。また、平成27年度より18歳以上の新規申請を終了したため、認定患者数がほぼ頭打ちとなり、減少傾向となった。

さらに、平成30年4月1日より制度改正が予定されており、改正内容として、18歳以上の者の認定された疾病に対する窓口支払額のうち、月額6千円までが自己負担となるため、認定患者数が大幅に減少する可能性がある。(18歳未満の者については自己負担無く、従来通りである。)

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成30年度からの制度改正に伴う現システムの改修。現業者の業界撤退に伴い、平成30年度運用開始の新システムの導入。	制度改正に対応したシステムの導入を行い、改正後の証書の発行等、滞りなく事務処理を行えている。	対象者へ制度改正周知を徹底。各問合わせについて、対応経過等記録を十分取り、情報共有を徹底する。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況議(要質問旨)状

平成21年1定 現在の申請者数及び当初の総定数について
 平成21年1定 申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
 平成21年1定 医療機関における申請書の配付について
 平成21年1定 診断書にかかる費用について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-23	戦略プラン	協働	業務	財務	人事																																
事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山																																	
		担当者名	三澤	内線	424																																	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-05	インフルエンザ予防接種費用助成事業費																																				
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）	建設事業	それ以外の継続事業																																			
開始年度	昭和 平成 19年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律																																			
終期設定	有 無	法令等																																				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画																																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市																																				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現																																			
	施策	03	地域医療の充実																																			
目的	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザ予防接種の促進を図ることで、公害認定者の健康の保持に寄与する。																																					
対象者等	荒川区公害認定者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定者を対象とした（平成24年度までは65歳以上の認定者が対象）。																																					
内容	対象者： 荒川区の公害認定者であること。 生活保護法等に基づく他の制度による当該予防接種費用の自己負担に係る全額助成を受けていないもの。 インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方。 助成金額：定期予防接種に係る自己負担額を助成。 助成回数：1回 平成29年度実施期間：平成29年10月1日～平成30年1月31日 平成29年度申請締切：平成30年2月15日 請求方法：公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。																																					
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全年齢の公害認定患者を対象とする。（平成22年度から平成24年度までは65歳以上の患者のみ対象） 申請者数：平成27年度 <table style="display: inline-table; border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td>65歳以上</td><td>100件（53.2%）</td><td>対象者</td><td>188名</td></tr> <tr> <td>64歳以下</td><td>102件（24.5%）</td><td>対象者</td><td>416名</td></tr> </table> 平成28年度 <table style="display: inline-table; border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td>65歳以上</td><td>83件（46.3%）</td><td>対象者</td><td>179名</td></tr> <tr> <td>64歳以下</td><td>116件（28.5%）</td><td>対象者</td><td>406名</td></tr> </table> 平成29年度 <table style="display: inline-table; border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td>65歳以上</td><td>82件（46.3%）</td><td>対象者</td><td>177名</td></tr> <tr> <td>64歳以下</td><td>110件（27.7%）</td><td>対象者</td><td>396名</td></tr> </table> 平成30年度 <table style="display: inline-table; border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td>65歳以上</td><td>85件（47.8%）</td><td>対象者</td><td>178名</td></tr> <tr> <td>64歳以下</td><td>113件（29.1%）</td><td>対象者</td><td>388名</td></tr> </table> （平成29年度申請者数の算出は平成30年1月末時点、平成30年度は平成30年3月31日時点）						65歳以上	100件（53.2%）	対象者	188名	64歳以下	102件（24.5%）	対象者	416名	65歳以上	83件（46.3%）	対象者	179名	64歳以下	116件（28.5%）	対象者	406名	65歳以上	82件（46.3%）	対象者	177名	64歳以下	110件（27.7%）	対象者	396名	65歳以上	85件（47.8%）	対象者	178名	64歳以下	113件（29.1%）	対象者	388名
65歳以上	100件（53.2%）	対象者	188名																																			
64歳以下	102件（24.5%）	対象者	416名																																			
65歳以上	83件（46.3%）	対象者	179名																																			
64歳以下	116件（28.5%）	対象者	406名																																			
65歳以上	82件（46.3%）	対象者	177名																																			
64歳以下	110件（27.7%）	対象者	396名																																			
65歳以上	85件（47.8%）	対象者	178名																																			
64歳以下	113件（29.1%）	対象者	388名																																			
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。																																					
実施方法	（ 1 直営 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）																																					
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明																															
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値（38年度）																																
	助成件数	202	199	195	198	208	全対象患者の40%																															
	接種率（65歳以上）（%）	53.2	46.3	46.3	47.8	50.0	助成申請者/対象者																															
接種率（64歳以下）（%）	24.5	28.5	30.0	29.1	30.0	助成対象者/対象者																																
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																																				
30年度	31年度																																					
継続	継続	国の法定事務である。																																				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		269	806	802	718	790	772	742
決算額(30年度は見込み)		230	598	603	696	701	734	742
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
助成件数		98	203	200	202	199	195	208

予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	4
役務費	郵便料	59	役務費	郵便料	59	役務費	郵便料	60
扶助費	助成費用	639	扶助費	助成費用	671	扶助費	助成費用	678

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,689	713	976		地方税	0	0	0	
	物件費	62	62	0	国庫支出金	0	0	0			
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0			
	扶助費	639	671	32	分担金及び負担金	526	469	57			
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0			
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0			
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	526	469	57			
	賞与・退職給与引当金繰入額	484	237	247	行政収支差額(a)-(b)=(c)	2,348	1,214	1,134			
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
	行政費用合計(b)	2,874	1,683	1,191	通常収支差額(c)+(d)=(e)	2,348	1,214	1,134			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	2,348	1,214	1,134			

備考 行政費用では給与関係費が42.4%、扶助費が39.9%を占める。行政収入では分担金として保健福祉事業費納付金の歳入がある。

問題点・課題 国と都の制度が異なるため、同疾病(気管支ぜん息等)でも大気汚染医療費助成患者にはインフルエンザ予防接種費用の自己負担金の助成制度がない。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	医療機関によって接種記録票を渡されない場合がある。「領収書だけでは駄目か」という問い合わせが多いため改善する必要がある。	予防接種の明記があれば、領収証のみでも可とし、申請者の負担軽減、添付書類の不備による郵送料の減少等の業務改善ができた。	適正な助成事務を行うとともに、他自治体での実施方法等を参考に改善していく。
他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)		
況(要旨)	旧指定地域(練馬・杉並・世田谷・中野を除く)で実施済。		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	09-01-24		戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	災害時医療体制整備事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
			担当者名	小山・日下・小幡・岡田・安東	内線	421		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-08-01	災害時医療体制整備事業費						
事務事業の種類	新規事業（30年度 29年度）		建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	30年度	根拠	荒川区地域防災計画			
終期設定	有	無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市						
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	震災等発災時に、限られた人材、医療資源で迅速かつ確実に負傷者へ対応が可能となる災害医療体制を構築するため、これまでの医療救護活動用の備蓄に加え資器材の充実を図る。また、毎年実施している医療連携訓練をより実践的なものにしていく。							
対象者等	災害による負傷者							
内容	平成25年度から地域防災計画に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等医療救護班や防災関係団体と連携した医療救護訓練を実施し、救護所でのそれぞれの役割や通信、搬送方法などの検討を含め、災害医療体制の構築を行っている。 平成30年度以降については、区民の生命を守る搬送機材や通信手段の確保など、新たな備蓄用資器材等の充実に取り組み、さらなる医療体制の強化を図っていく。							
経過	毎年1回以上、区内6ヶ所の緊急医療救護所計画施設で訓練を実施している。 平成25年11月23日（土）首都大学東京 平成26年10月25日（土）第四峡田小学校 11月9日（日）尾久西小学校 平成27年11月8日（日）首都大学東京 平成28年11月13日（日）汐入小学校 平成29年12月3日（日）峡田小学校 平成30年10月27日（土）第四峡田小学校（予定） 平成30年度～新たな医療救護所用備蓄品等の購入							
必要性	発災直後から72時間、各医療救護所において負傷者に対してトリアージを行い、適切な治療を行う必要があり、震災で一人の犠牲者も出さないよう迅速な対応が求められる。そのため、実践的な医療救護訓練の継続的な実施や医療用資器材の整備を行う必要がある。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	緊急医療救護所用マニュアル(アクションカード)				40	100	100	作成率(%)
	備蓄品及び医療資器材整備率					30	100	各医療救護所への配備状況(%)
緊急医療救護所開設訓練同時実施箇所数		1	1	1	1	6	全てを同時開催し、負傷者の搬送調整を行う。	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
30年度		31年度						
推進	重点的に推進		発災時に区民の生命を守る重要な役割を担うため、推進していく必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額							-	8,158
決算額(30年度は見込み)							-	8,158
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	訓練回数	0	1	2	1	1	1	1
	参加団体人数		16	17	14	11	12	12
	参加人数		388	360	277	219	279	254
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
						旅費	訓練参加者用旅費	5
						需用費	医療救護所用消耗品等	6,132
						役務費	救護所用電話通信料	537
						委託料	訓練会場設営費	300
						備品購入費	搬送用備蓄品	1,184

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	勘定科目		28年度	29年度	差額
	行政費用	給与関係費		0		行政収入	地方税			
	物件費					国庫支出金				
	維持補修費					都支出金				
	扶助費					分担金及び負担金				
	補助費等					使用料及び手数料				
	減価償却費					その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額		0			行政収支差額(a)-(b)=(c)	0	0	0	
	その他行政費用					金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	0	0	0		通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	0	0	
	特別費用(g)					特別収入(f)				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	0	0	0	

備考

問題点・課題

夜間の発災を想定した各医療救護所の人員配置等の調整を行う。また、限られた職員数で迅速に対応できるよう医療救護所ごとにマニュアルを整備する。
緊急医療救護所を開設する学校等に備蓄資器材の保管場所を確保する。また、必要に応じて、搬送体制を整備する。
災害に備えて災害医療に対する区民への周知を図る。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
	-	-	搬送、通信体制を強化するため、医療用資器材の充実を図る。
	-	-	各救護所ごとに災害時マニュアルの内容について、検討していく。
	-	-	災害時の医療体制について区民への周知方法を検討していく。

他区の実況

(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況議(要質問状)

平成29年度予算特別委員会 「災害医療体制の構築について」